

愛媛県県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針【概要】

1 趣旨

文部科学省が平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定したことを受け、愛媛県教育委員会として、「愛媛県県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、児童生徒に対して、効果的な教育活動ができるよう、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものである。

2 対象者

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する県立学校に勤務する教育職員

3 勤務時間の考え方

教育職員の在校時間を基本として、校外での業務に従事した時間（校務として参加する研修会や児童生徒の引率の時間、テレワークに従事する時間等、管理職の職務命令や承認を得た業務で、従事した時間を外形的に把握できるもの）を合算する。これから、所定の勤務時間外に自発的に行う自己研さんの時間その他の業務外の時間を自己申告に基づき除いた時間を「在校等時間」として、本方針の「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。

4 上限の目安時間

(1) 1か月の時間外勤務45時間以内

(2) 1年間の時間外勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の時間外勤務100時間未満、1年間の時間外勤務720時間以内（連続する複数月の平均時間外勤務80時間以内、かつ、時間外勤務45時間超の月は年間6月まで）

5 在校等時間の把握方法

校長は、教育職員の在校等時間をグループウェアの勤務状況管理システム等を用いて日々把握し、校外や土日、祝日などにおける校務についても、出張伺や部活動従事簿等を踏まえて、できる限り客観的な方法により日々把握する。

また、校長は、月ごとに教育職員の在校等時間を県教育委員会に報告する。